

原議保存期間30年  
(平成49年12月31日まで)

各都道府県（方面）公安委員会委員長  
庁内各局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長 殿  
各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警察庁乙生発第6号  
平成19年8月10日  
警察庁次長

### 遺失物法等の施行について（依命通達）

遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）は、現行の遺失物法（明治32年法律第87号。以下「旧法」という。）の全部を改正する法律として、別添1のとおり平成18年6月15日に公布され、別添2のとおり平成19年12月10日から施行されることとなった。

これに伴い、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）が別添2のとおり平成19年2月9日に、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）が別添3のとおり同年3月27日に、それぞれ公布され、いずれも法の施行の日から施行されることとなった。

法、令及び規則（以下「法等」という。）の概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、法等の適切かつ円滑な施行に万全を期されたい。

なお、法等の施行に伴い、「遺失物法等の一部を改正する法律の施行について」（昭和33年6月13日付け警察庁乙保発第10号、乙官発第86号）及び「遺失物取扱規則の施行について（依命通達）」（平成元年3月16日付け警察庁乙保発第5号）は、平成19年12月10日をもって廃止する。

命により通達する。

### 記

#### 第1 法等の概要

##### 1 趣旨

法は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続

その他その取扱いに関し必要な事項を定めることとする。(法第1条関係)

## 2 拾得者の義務

- (1) 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならないこと等とする。(法第4条第1項関係)
- (2) 施設において物件(埋蔵物を除く。10から14まで及び17において同じ。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)は、(1)にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならないこととする。(法第4条第2項関係)
- (3) (1)及び(2)に係る規定は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第2項に規定する犬又はねこに該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しないこととする。(法第4条第3項関係)

## 3 書面の交付

警察署長は、物件の提出を受けたときは、拾得者に対し、提出を受けたことを証する書面を交付することとする。(法第5条関係)

## 4 公告等

警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、物件の種類及び特徴等を公告しなければならないこと等とする。(法第7条関係)

## 5 警察本部長による通報及び公表

- (1) 警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件が1万円以上の現金等の貴重な物件であるときは、当該物件の種類及び特徴等を他の警察本部長に通報することとする。(法第8条第1項及び規則第11条関係)
- (2) 警察本部長は、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から通報を受けた物件のうち当該都道府県警察の管轄区域内で拾得されたものに関する情報を、インターネットの利用により公表することとする。(法第8条第2項及び規則第12条関係)

## 6 売却等

- (1) 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損<sup>き</sup>するおそれがある

るとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、27の物件を除き、これを売却することができることとする。(法第9条第1項関係)

(2) 警察署長は、提出を受けた物件（埋蔵物及び27の物件を除く。）が傘、衣服等又は動物である場合において、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、これを売却することができることとする。(法第9条第2項及び令第3条関係)

(3) 売却に要した費用は、売却による代金から支弁することとし、売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなすこととする。(法第9条第3項及び第4項関係)

## 7 処分

警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがある場合若しくはその保管に過大な費用若しくは手数を要する場合又は6(2)の場合において、売却につき買受人がないとき等は、当該物件を廃棄し、又は当該物件を引き渡すことが適当と認められる者に引き渡すこと等ができることとする。(法第10条及び令第4条関係)

## 8 返還時の措置

(1) 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するときは、その者が当該物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならないこととする。(法第11条第1項関係)

(2) 警察署長は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができることとし、また、その同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができることとする。  
(法第11条第2項及び第3項関係)

## 9 照会

警察署長は、提出を受けた物件の遺失者への返還のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。(法第12条関係)

## 10 施設占有者の義務等

拾得者から物件の交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受け

た物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならないこと等とする。(法第13条関係)

11 施設占有者による書面の交付

拾得者から物件の交付を受けた施設占有者は、拾得者の請求があったときは、交付を受けた物件の種類及び特徴等を記載した書面を交付しなければならないこととする。(法第14条関係)

12 不特定かつ多数の者が利用する施設における掲示

施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をしたときは、その施設を利用する者の見やすい場所に当該物件の種類及び特徴等を掲示しなければならないこと等とする。(法第16条関係)

13 特例施設占有者に係る提出の免除

不特定かつ多数の者が利用する施設の施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として一定の鉄道事業者等又は都道府県公安委員会等の指定を受けた施設占有者に該当するもの(以下「特例施設占有者」という。)は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件(10万円以上の現金等の高額な物件を除く。)を遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から2週間以内に、当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、警察署長に当該物件の提出をしないことができること等とする。(法第17条並びに令第5条及び第6条関係)

14 特例施設占有者による売却及び処分

特例施設占有者は、警察署長に届出をして保管する物件(以下「保管物件」という。)について、警察署長における場合と同様の要件の下、これを売却又は処分することができること等とする。(法第20条及び第21条関係)

15 特例施設占有者による返還時の措置

特例施設占有者による保管物件の返還時の措置として、警察署長による返還時の措置と同様の規定を定めることとする。(法第22条関係)

16 特例施設占有者による帳簿の記載等

特例施設占有者は、帳簿を備え、保管物件に関する事項を記載し、これを

記載の日から3年間保存しなければならないこととする。(法第23条及び規則第39条関係)

#### 17 報告等

都道府県公安委員会は、法の施行に必要な限度において、施設占有者に対し、その交付を受け、又は自ら拾得をした物件に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとし、また、特例施設占有者に対し、保管物件に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができることとする。(法第25条関係)

#### 18 指示

都道府県公安委員会は、施設占有者若しくは特例施設占有者又はその代理人、使用人その他の従業者が一定の法の規定に違反した場合等において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その利益を保護するため必要な限度において、当該施設占有者又は特例施設占有者に対し、必要な指示をすることができることとする。(法第26条関係)

#### 19 費用

物件の提出、交付及び保管に要した費用（誤って他人の物を占有した者が要した費用を除く。）は、当該物件の返還を受ける遺失者又は当該物件の所有権を取得してこれを引き取る者の負担とすること等とする。(法第27条関係)

#### 20 報労金

物件（誤って占有した他人の物を除く。）の返還を受ける遺失者は、当該物件の価格の100分の5以上100分の20以下に相当する額の報労金を拾得者に支払わなければならないこととし、ただし、当該物件の交付を受けた施設占有者があるときは、拾得者及び当該施設占有者に対し、それぞれ当該額の2分の1の額の報労金を支払わなければならないこと等とする。(法第28条関係)

#### 21 費用及び報労金の請求権の期間の制限

費用及び報労金は、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができないこととする。(法第29条関係)

#### 22 拾得者等の費用償還義務の免除

拾得者は、あらかじめ警察署長（施設において物件を拾得した拾得者にあつては、施設占有者）に申告して物件に関する一切の権利を放棄し、費用を償還する義務を免れることができることとする。（法第30条関係）

#### 23 遺失者の費用償還義務等の免除

遺失者は、物件についてその有する権利を放棄して、費用を償還する義務及び報労金を支払う義務を免れることができることとする。（法第31条関係）

#### 24 遺失者の権利放棄による拾得者の所有権取得等

すべての遺失者が物件についてその有する権利を放棄したときは、拾得者が当該物件の所有権を取得すること等とする。（法第32条関係）

#### 25 施設占有者の権利取得等

施設において物件を拾得した拾得者が、その交付をした物件について権利を放棄したとき又は権利を失ったときは、当該交付を受けた施設占有者を拾得者とみなして、民法（明治29年法律第89号）第240条等の規定を適用することとする。（法第33条関係）

#### 26 費用請求権等の喪失

拾得をした物件若しくは交付を受けた物件を横領したことにより処罰された者又は拾得の日から1週間以内に物件の提出をしなかった拾得者等は、その拾得をし、又は交付を受けた物件について、費用及び報労金を請求する権利並びに物件の所有権を取得する権利を失うこととする。（法第34条関係）

#### 27 所有権を取得することができない物件

法令の規定によりその所持が禁止されている物（一定の銃砲及び刀剣類を除く。）に該当する物件又は個人の身分若しくは地位若しくは個人の一身に専属する権利を証し、若しくは個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画若しくは電磁的記録等に該当する物件（以下「個人情報関連物件」という。）については、民法第240条等の規定にかかわらず所有権を取得することができないこととする。（法第35条及び令第10条関係）

#### 28 拾得者等の所有権の喪失

物件の所有権を取得した者は、当該取得の日から2か月以内に当該物件を警察署長又は特例施設占有者から引き取らないときは、その所有権を失うこととする。（法第36条関係）

## 29 都道府県への所有権の帰属等

- (1) 物件（個人情報関連物件を除く。）について、すべての遺失者がその有する権利を放棄した場合又は公告をした後3か月以内(埋蔵物にあつては、6か月以内。(2)において同じ。)に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、当該物件の所有権は、警察署長が保管する物件にあつては当該警察署の属する都道府県（法令の規定によりその所持が禁止されている物（一定の銃砲及び刀剣類を除く。）に該当する物件にあつては、国）に、特例施設占有者が保管する物件にあつては当該特例施設占有者に、それぞれ帰属することとする。(法第37条第1項関係)
- (2) 警察署長は、提出を受けた物件のうち、個人情報関連物件について、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は公告をした後3か月以内に遺失者が判明しないときは、速やかにこれを廃棄しなければならないこととし、また、特例施設占有者についても、保管物件について、同様の規定を設けた。(法第37条第2項及び第3項関係)

## 30 方面公安委員会への権限の委任

法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行うこととする。(法第38条及び令第11条関係)

## 31 罰則

所要の罰則を設ける。(法第41条から第44条関係)

## 32 経過措置

所要の経過措置を設ける。(法附則第2条関係)

## 33 民法の一部改正

民法第240条を改正し、所有者が判明しないことにより拾得者が物件の所有権を取得するのに要する期間を公告をした後3か月とする。(法附則第3条関係)

## 第2 運用上の留意事項

- 1 遺失物行政は、警察行政の中でも国民に最も身近なものの一つであり、その業務運営の適否が警察に対する国民の信頼の確保に大きく関わるものであることを念頭に置き、法等の適切な運用を図る。特に、法の成立に際し、平

成18年5月31日の衆議院内閣委員会及び同年6月8日の参議院内閣委員会において、それぞれ附帯決議が付されていることから（別添4及び5参照）、法等の運用に当たっては、これらの決議の趣旨を十分に尊重する。

- 2 遺失物の取扱いに関する業務は、主管部門の警察職員のみならず、当直勤務等を通じ、すべての職員が行う可能性のあるものであることを踏まえ、その適切な運用が確保されるよう、あらゆる機会を活用して改正の要点及び法等の内容の周知を徹底する。特に、地域警察部門においては、物件の提出を受け、又は遺失届を受理する機会が多いことから、地域警察部門の幹部にあっては、主管部門の幹部と緊密な連携を取りつつ、交番、駐在所等における物件の取扱い及び遺失届の受理等の適正を確保するため、部下職員に対するきめ細かな指導監督を徹底する。
- 3 法第8条第1項の規定による通報及び同条第2項の規定による公表を適切に実施するため、遺失物管理システムを計画的に整備し、又は改修するとともに、適切に運用する。
- 4 施設において拾得された物件について、その適切な取扱いを確保するため、施設占有者と緊密な連携を図る。
- 5 法等が広く国民に関わる事項を規定したものであることを踏まえ、拾得者が物件の所有権を取得するのに要する期間が3か月とされたことを始め、改正の要点及び法等の内容について、積極的な広報啓発活動を行う。

(別添1～3 略)



遺失物法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、遺失者や拾得者の利便性を確保するとともに、施設占有者による拾得物の適切な取扱いに資するよう、本法の明確な解釈運用基準を策定し、都道府県警察及び施設占有者に周知すること。

二、貴重な物件を含む拾得物の早期の返還に資するよう、本法に基づく拾得物に関する情報の公表や全国手配を円滑に行うための体制及びシステムの整備、充実を図ること。

三、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく所有者が判明しない犬又はねこの取扱いを見直し、安易に殺処分されることのないよう、都道府県等に対し、犬又はねこの取扱いの具体的な方法、要件等について統一的な基準を示すなど、動物愛護の観点から必要な措置を講ずること。

四、拾得された動物の所有者が早期に判明するよう、動物の所有者を明確に示す個体識別措置の導入及び普及  
促進を図ること。

右決議する。

遺失物法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、本法の趣旨及び内容について広く国民への周知徹底を図ること。  
また、遺失者や拾得者の利便性を確保するとともに、施設占有者による拾得物の適切な取扱いに資するよう、本法の明確な解釈運用基準を策定し、都道府県警察及び施設占有者に周知すること。
- 二、貴重な物件を含む拾得物の早期の返還に資するよう、本法に基づく拾得物に関する情報の公表や全国手配を円滑に行うための体制及びシステムの整備、充実を図るとともに、所要の情報の共有化を含め、特例施設占有者等との連携に努めること。
- 三、個人情報保護の重要性にかんがみ、携帯電話、クレジットカード等のいわゆる個人情報関連物件を始めとした拾得物の取扱いについては、都道府県警察、施設占有者、特例施設占有者において適正な対応がなされるよう、万全の措置を講ずること。

平成十八年六月八日  
参議院内閣委員会

四、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく所有者が判明しない犬又はねこの取扱いを見直し、安易に殺処分されることのないよう、都道府県等に対し、犬又はねこの取扱いの具体的な方法、要件等について統一的な基準を示すなど、動物愛護の観点から必要な措置を講ずること。

五、拾得された動物の所有者が早期に判明するよう、動物の所有者を明確に示す個体識別措置の導入及び普及促進を図ること。

右決議する。